

# 国立大学法人横浜国立大学の役職員の報酬・給与等について

## I 役員報酬等について

### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

#### ① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

国立大学法人横浜国立大学の主要事業は教育・研究事業である。役員報酬水準を検討するにあたって、他の国立大学法人、国家公務員、類似事業を実施している民間法人や独立行政法人等のほか、国・地方公共団体が運営する教育・研究機関のうち、常勤職員数(本学約990人)や教育・研究事業で比較的同等と認められる、医学系学部を有さない国立総合大学等を参考とした。

(1) 国立大学法人埼玉大学…当該法人は、医学系学部を有さない同じ国立大学法人として教育・研究事業を実施している(常勤職員数約750人)。公表資料によれば、令和元年度の長の年間報酬額は18,665,000円であり、公表対象年度の役員報酬規程に記載された本俸額等を勘案すると、18,665,000円と推定される。同様の考え方により、理事(常勤)については14,943,000円、理事(非常勤)については、2,160,000円、監事(常勤)については13,878,000円、監事(非常勤)については2,160,000円と推定される。

(2) 事務次官年間報酬額…23,374,000円

#### ② 令和2年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

国立大学法人横浜国立大学では平成16年の国立大学法人化より、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び当該役員の在職期間における業績等を勘案し、学長がその職務実績に応じ、期末手当額を100分の10の範囲内で増減することができると規定している。

#### ③ 役員報酬基準の内容及び令和2年度における改定内容

##### 法人の長

役員報酬支給基準は、月額及び期末手当から構成されている。月額については、国立大学法人横浜国立大学役員給与規則に則り、俸給月額(965,000円)に地域手当(135,100円)を加算して算出している。期末手当についても、同規則に則り、期末手当基準額(俸給月額+地域手当+俸給月額×100分の25+俸給月額及び地域手当の月額に100分の20の割合を乗じて得た額)に6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の167.5を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。  
なお、令和2年度では、給与法指定職の改定に準拠した期末手当支給率が前年度と同じ割合(年換算で月間給与の3.375月分)となった。

##### 理事

法人の長と同様の規則に基づき支給しており、俸給月額は818,000円、地域手当は114,520円と定めている。なお、令和2年度では、給与法指定職の改定に準拠した期末手当支給率が前年度と同じ割合(年換算で月間給与の3.375月分)となった。

##### 理事(非常勤)

非常勤である役員の報酬支給基準は、月額給与のみで構成されており、その俸給月額は当該役員の勤務形態等を考慮して学長が定めることとしている。

##### 監事

法人の長と同様の規則に基づき支給しており、俸給月額は706,000円、地域手当は98,840円と定めている。なお、令和2年度では、給与法指定職の改定に準拠した期末手当支給率が前年度と同じ割合(年換算で月間給与の3.375月分)となった。

##### 監事(非常勤)

非常勤である役員の報酬支給基準は、月額給与のみで構成されており、その俸給月額は当該役員の勤務形態等を考慮して学長が定めることとしている。

## 2 役員の報酬等の支給状況

役名	令和2年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任	
法人の長	18,747	11,580	5,269	1,621 (地域手当) 276 (通勤手当)		3月31日	※
A理事	16,000	9,816	4,466	1,374 (地域手当) 343 (通勤手当)			※
B理事	15,742	9,816	4,466	1,374 (地域手当) 85 (通勤手当)			※
C理事	15,657	9,816	4,466	1,374 (地域手当) 0 (通勤手当)		3月31日	※
D理事 (非常勤)	3,600	3,600		(地域手当) (通勤手当)			
E理事 (非常勤)	5,400	5,400		(地域手当) (通勤手当)	4月1日		
A監事	13,709	8,472	3,855	1,186 (地域手当) 196 (通勤手当)			*
B監事 (非常勤)	750	750		( )		8月31日	
C監事 (非常勤)	1,050	1,050		( )	9月1日		

注1:「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が高い地域に在勤する役員に支給されているものである。  
 注2:「前職」欄の「◇」は役員出向者であることを、「\*」は退職公務員であることを、「※」は独立行政法人等の退職者であることを、「\*\*※」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者であることを示す。  
 注3:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

## 3 役員の報酬水準の妥当性について

### 【法人の検証結果】

#### 法人の長

国立大学法人横浜国立大学は、実践性・先進性・開放性・国際性を精神とし、本学の伝統的な強みと特色により教育研究機能を更に充実・強化し、国際都市横浜発のグローバルな貢献を成し得る国立大学としての責務を果たすことを目標としている。

具体的には、国際都市横浜の地において実践的学術の国際拠点となることを目指し、文理融合的研究の積極的な推進によるグローバル新時代の諸課題の解明、多様な視点を有する広い専門性を持った実践的人材(学部)と高い応用力と発想力を有する高度専門職業人(大学院)の育成、地域の自治体や企業等との積極的な連携による人材の育成及び成果の地域への還元などのミッションを学長のリーダーシップの下で推進している。

このような中で、学長は、教職員数約990名(常勤)の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属教職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

学長の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬約2,900万円と比較した場合、これを大きく下回っており、また、事務次官の年間給与額約2,300万円と比べても下回るものとなっている。

本学では、学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、学長の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言え、これまでの各年度における業績評価の結果を勘案したものである。

これは、他の医学系学部を有さない国立総合大学の長の報酬水準と同水準となっている。

こうした職務内容の特性や上記の比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると判断している。

理事

国立大学法人横浜国立大学には3名の理事(常勤)があり、学長のリーダーシップの下、それぞれが総務・施設担当、研究・財務・情報・評価担当、教育・広報担当として学長を補佐し、法人の業務を掌理している。  
 本学では、理事(常勤)の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、理事(常勤)の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言え、これまでの各年度における業績評価の結果を勘案したものであるとしている。  
 理事(常勤)の年間報酬額は他の医学系学部を有さない国立総合大学の理事(常勤)の報酬水準と同水準となっている。  
 こうした職務内容の特性や上記の比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると判断している。

理事(非常勤)

国立大学法人横浜国立大学には2名の理事(非常勤)があり、学長のリーダーシップの下、それぞれが産学官連携担当、外部資金担当として学長を補佐し、法人の業務を掌理している。  
 理事(非常勤)の報酬支給基準は月額給与のみで構成されおり、この俸給月額は、他の医学系学部を有さない国立総合大学の理事(非常勤)の報酬水準と同水準となっている。  
 こうしたことから、報酬水準は妥当であると判断している。

監事

国立大学法人横浜国立大学には1名の監事(常勤)があり、本学の業務全般についての監査を行っている。  
 監事(常勤)の報酬支給基準は、他の医学系学部を有さない国立総合大学の監事(常勤)の報酬水準と同水準となっている。  
 こうしたことから、報酬水準は妥当であると判断している。

監事(非常勤)

国立大学法人横浜国立大学には1名の監事(非常勤)があり、本学の業務全般についての監査を行っている。  
 監事(非常勤)の報酬支給基準は月額給与のみで構成されおり、この俸給月額は、他の医学系学部を有さない国立総合大学の監事(非常勤)の報酬水準と同水準以下となっている。  
 こうしたことから、報酬水準は妥当であると判断している。

【文部科学大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の国立大学法人、民間企業等との比較などを考慮すると、役員の報酬水準は妥当であると考えられる。

4 役員の退職手当の支給状況(令和2年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	前職
法人の長	千円 7,269 (50,764)	年 6 (37)	月 0 (0)	R3.3.31	1 ※
理事	千円 該当者なし	年	月		
理事 (非常勤)	千円 該当者なし	年	月		
監事	千円 該当者なし	年	月		
監事 (非常勤)	千円 該当者なし	年	月		

注:「前職」欄の「◇」は役員出向者であることを、「\*」は退職公務員であることを、「※」は独立行政法人等の退職者であることを、「\*※」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者であることを示す。

## 5 退職手当の水準の妥当性について

### 【法人の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	<p>学長として、大学全体に係る教育、研究、国際・地域連携、大学運営を主な職務として従事し、特に、本学として50年ぶりとなる新学部(都市科学部)の設置をはじめとした全学部一体改組及び教職大学院の新設や大学院学府の改組、ガバナンス強化のための執行部体制や全学機構の再構築、また、本学の教育研究の強みを集結したリスク共生学に基づく教育研究拠点の形成、さらには、グローバル新時代に対応した全学一体の教育機能強化に関する取り組みを行うなど、大学全体の改革に尽力した。</p> <p>業績評価率(本学では「業績勘案率」に代えて「業績評価率」という名称を使用)については、これらの業務に対する貢献度と国立大学法人評価委員会が行う法人業績評価の結果を総合的に勘案した上で、経営協議会の議を経て、1.0と決定した。</p>
理事	該当者なし
理事 (非常勤)	該当者なし
監事	該当者なし
監事 (非常勤)	該当者なし

### 【文部科学大臣の検証結果】

在職期間における法人及び個人の業績などを考慮すると、役員退職手当の水準は妥当であると考える。

## 6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

国立大学法人横浜国立大学では平成16年の国立大学法人化より、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び当該役員在職期間における業績等を勘案し、学長がその職務実績に応じ、期末手当額を100分の10の範囲内で増減することができると規定している。

今後も外部評価の実績等に基づいて増減措置ができるよう、本制度を継続していく。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

国立大学法人横浜国立大学の職員の給与水準を検討するにあたって、他の国立大学法人等、国家公務員のほか、令和2年度職種別民間給与実態調査によるデータのうち、企業規模別(本学約990人)・職種別平均支給額を参考にした。

(1) 国立大学法人埼玉大学…当該法人は、医学系学部を有さない同じ国立大学法人として教育・研究事業を実施しており、法人規模についても同等(常勤職員数約750人)となっている。

(2) 国家公務員…令和2年4月現在において、国家公務員のうち行政職俸給表(一)の平均給与月額409,000円となっており、全職員の平均給与月額は416,000円となっている。

(3) 職種別民間給与実態調査において、当該法人と同等の規模や職種の4月の平均支給額は484,000円となっている(本学職員の職種別平均年齢をもとに比較)。

なお、運営費交付金の人件費総枠の中及び員数により教職員の人件費管理を行い、その枠組みの中で適切な人員配置に努め、また、各教職員に対し業績評価に基づいたインセンティブとして、勤務成績に応じた5段階に区分された昇給及び勤勉手当を活用することとしている。

#### ② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む)

運営費交付金の人件費総枠の中及び員数により教職員の人件費管理を行い、その枠組みの中で人事評価又は教育研究業績等を踏まえ、業績給に当たる勤勉手当の成績率の判定を行っている(個人ごとの勤勉手当額は年間給与総額に対して約11%)。当法人においては、法人設立の平成16年度から本制度を導入し、月給制の職員全員が対象となっている。

また、平成27年度からは年俸制を適用する教職員のうち、業績評価に基づく年俸制を適用する教育職員(大学教員)の採用を行っている。

#### ③ 給与制度の内容及び令和2年度における主な改定内容

国立大学法人横浜国立大学教職員給与規則に則り、俸給及び諸手当(扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、初任給調整手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、教職手当、義務教育等教員特別手当、宿日直手当、管理職手当、大学院手当、特別支援学校教員手当)及び賞与(期末手当及び勤勉手当)としている。

期末手当については、期末手当基準額(俸給+扶養手当+教職手当+大学院手当+特別支援学校教員手当+地域手当等)に6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の127.5を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当については、勤勉手当基準額(俸給+教職手当+大学院手当+特別支援学校教員手当+地域手当等)に勤勉手当の支給実施要領に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額としている。

なお、令和2年度では、令和2年4月1日付けで①勤勉手当支給割合を民間の支給割合を参考に引き上げ(0.025月分)、②住居手当額の改定(手当額の上限引き上げ)、令和2年12月1日付けで③期末手当支給割合を民間の支給割合を参考に引き下げ(0.025月分)を実施した。

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	令和2年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 756	歳 47.6	千円 8,700	千円 6,259	千円 169	千円 2,441
事務・技術	人 228	歳 43.8	千円 6,309	千円 4,633	千円 155	千円 1,676
教育職種 (大学教員)	人 433	歳 51.7	千円 10,268	千円 7,302	千円 181	千円 2,966
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (附属高校教員)	人 20	歳 36.6	千円 7,433	千円 5,521	千円 150	千円 1,912
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人 75	歳 38.3	千円 7,247	千円 5,366	千円 149	千円 1,881
その他医療職種 (医療技術職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
その他医療職種 (看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
再任用職員	人 7	歳 63.1	千円 4,097	千円 3,448	千円 191	千円 649
事務・技術	人 7	歳 63.1	千円 4,097	千円 3,448	千円 191	千円 649
教育職種 (附属高校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	人 9	歳 54.7	千円 5,094	千円 3,710	千円 191	千円 1,384
事務・技術	人 5	歳 51.1	千円 3,612	千円 2,639	千円 124	千円 973
教育職種 (大学教員)	人 4	歳 59.3	千円 6,947	千円 5,049	千円 274	千円 1,898
その他医療職種 (看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円

注: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

以下の区分及び職種は、該当者がいないため省略する。

- ・常勤職員のうち医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)
- ・在外職員
- ・任期付職員
- ・再任用職員のうち教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)
- ・非常勤職員のうち医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)

「技能・労務職種」とは、調理師、自動車運転手、用務員等を指す。

「教育職種(附属高校教員)」には、附属特別支援学校教員を含む。

常勤職員の技能・労務職種、その他医療職種(医療技術職員)及びその他医療職種(看護師)、再任用職員の教育職種(附属高校教員)及び非常勤職員のその他医療職種(看護師)については、該当者がそれぞれ1人又は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分以外は記載せず、全体の数値からも除外している。

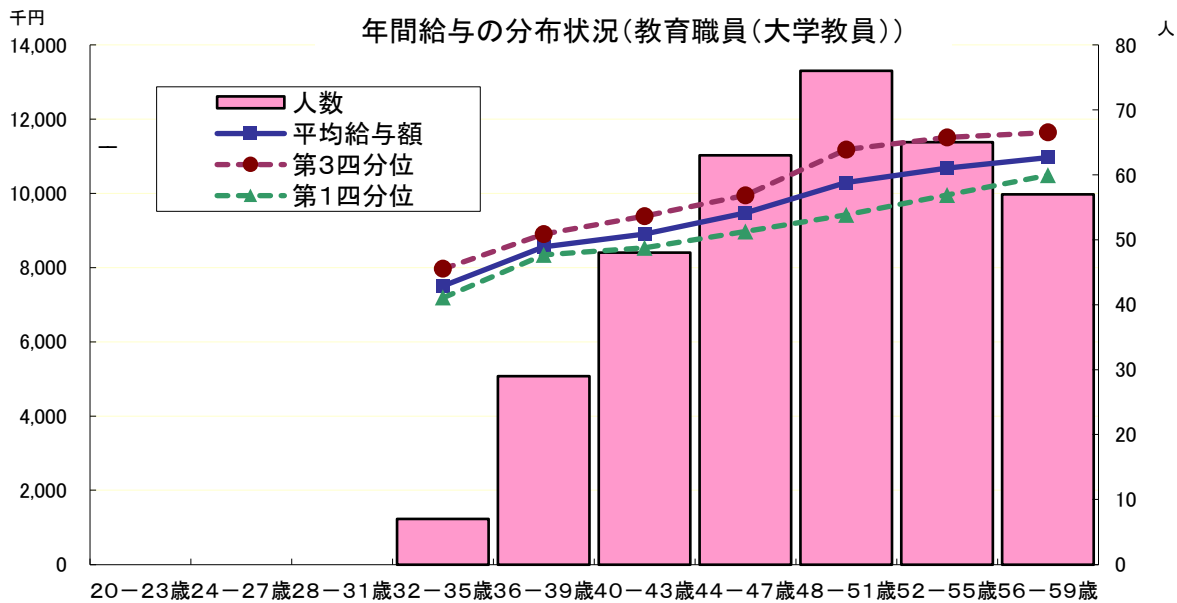
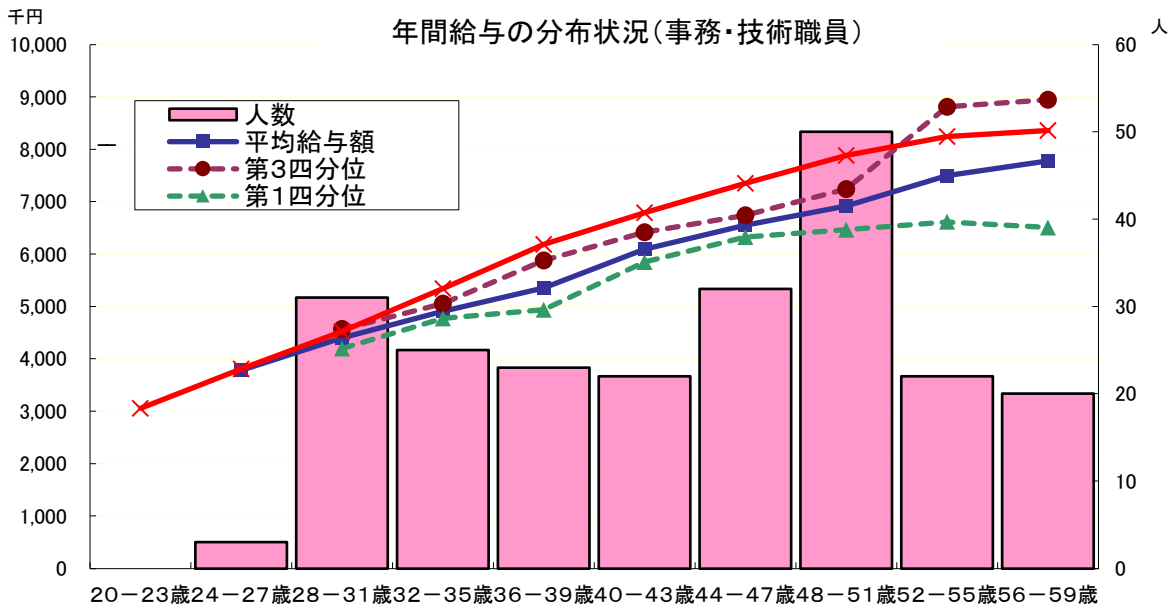
[年俸制適用者]

区分	人員	平均年齢	令和2年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員	39	44.2	8,526	8,167	159	359
教育職種 (大学教員)	39	44.2	8,526	8,167	159	359
任期付職員	36	45	5,795	5,795	137	0
事務・技術	15	47.8	4,122	4,122	170	0
教育職種 (大学教員)	21	43.1	6,989	6,989	113	0

注：以下の区分及び職種は、該当者がいないため省略する。

- ・常勤職員のうち事務・技術、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)
- ・在外職員
- ・任期付職員のうち医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)
- ・再任用職員
- ・非常勤職員

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。]



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

注2:事務・技術職員の年齢24～27歳の該当者は3名であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。



③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
代表的職位	人	歳	千円	千円
部長	5	58.9	10,041	10,824～8,947
課長	15	54.8	8,812	9,934～7,263
副課長	32	50.1	7,278	7,644～6,533
係長	89	46.5	6,367	7,226～4,981
主任	46	38.9	5,145	6,674～4,135
係員	41	32.7	4,501	5,598～3,526

注：・「課長」には課長相当職である「事務長」を含む。

・「副課長」には、副課長相当職である「副事務長」、「専門員」及び「技術専門員」を含む。

・「係長」には、係長相当職である「専門職員」及び「技術専門職員」を含む。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
代表的職位	人	歳	千円	千円
教授	254	55.4	11,044	14,112～8,572
准教授	147	45.4	9,017	10,871～7,195
講師	10	50.9	8,105	9,351～6,290
助教	9	50.2	7,335	7,856～7,123
助手	13	52.0	6,914	7,143～6,452

④ 賞与(令和2年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 56.1	% 55.8	% 55.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 43.9	% 44.2	% 44.1
	最高～最低	% 50.5～39.8	% 51.0～40.3	% 50.7～40.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 57.9	% 57.5	% 57.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 42.1	% 42.5	% 42.3
	最高～最低	% 47.4～35.3	% 47.9～35.8	% 46.5～35.5

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 55.5	% 55.4	% 55.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 44.5	% 44.6	% 44.5
	最高～最低	% 55.2～39.7	% 56.9～40.2	% 56.0～39.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 57.7	% 57.3	% 57.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 42.3	% 42.7	% 42.5
	最高～最低	% 54.0～39.0	% 50.9～35.4	% 52.3～38.8

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢勘案 90.3</li> <li>・年齢・地域勘案 91.2</li> <li>・年齢・学歴勘案 89.1</li> <li>・年齢・地域・学歴勘案 90.6</li> <li>(参考) 対他法人 103.8</li> </ul>
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	
給与水準の妥当性の 検証	<p>(法人の検証結果)</p> <p>上記のとおり対国家公務員指数はいずれも100未満であり、以下に示す本学の財務状況及び職員構成等並びに前述の本学と同様に医学系学部を有さない国立総合大学の給与水準や本学と同等の規模や職種の民間企業の給与水準を勘案すると適切な給与水準であると判断している。</p> <p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合56.4%】 (国からの財政支出額10,591百万円、支出予算の総額18,766百万円：令和2年度予算)</p> <p>【累積欠損額0円(令和元年度決算)】</p> <p>【管理職の割合8.8%(常勤職員数228名中20名)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合78.5%(常勤職員数228名中179名)】</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合46.7%】 (支出総額17,730百万円、給与・報酬等支給総額8,284百万円：令和元年度決算)</p> <p>(文部科学大臣の検証結果)</p> <p>法人の職員の給与水準は、職務の特性や国家公務員、民間企業の従業員の給与等を勘案し、設定の考え方を明らかにすることが求められており、国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、その合理性及び妥当性について、説明責任を果たすべきこととされている。(独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定))</p> <p>当該法人は、国家公務員の給与及び民間企業の従業員の給与等を総合的に勘案したうえで、職員の給与水準を設定しており、法人における給与水準の妥当性の検証結果から、適切な対応が執られていると考える。引き続き、適切な給与水準の設定に努めていただきたい。</p>
講ずる措置	今後も国家公務員の給与水準を考慮し、社会一般の情勢等を勘案した適切な給与水準の維持に努める。

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 106.9

注：上記比較指標は、法人化前の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、令和2年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

#### 4 モデル給与

##### 事務・技術職員

(扶養親族がない場合)

○ 22歳(大卒初任給)※22歳のみ地域手当を含めず算出

月額 182,200 円 年間給与 2,806,000 円

○ 35歳(主任)

月額 297,700 円 年間給与 4,899,000 円

○ 50歳(課長)

月額 532,700 円 年間給与 8,702,000 円

※ 扶養親族がいる場合には、ひと月あたり扶養手当(配偶者6,500円(一般職8級以上の者は3,500円)、子1人につき10,000円)を支給

##### 教育職員(大学教員)

(扶養親族がない場合)

○ 27歳(博士修了初任給)

※ 年俸制適用者のみのため省略

○ 35歳(准教授)

月額 445,500 円 年間給与 7,671,000 円

○ 50歳(教授)

月額 590,200 円 年間給与 10,289,000 円

※ 扶養親族がいる場合には、ひと月あたり扶養手当(配偶者6,500円(大学教員5級の者は3,500円)、子1人につき10,000円)を支給

#### 5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

月給制の教職員に対して、業績給に当たる勤勉手当の成績率の判定を行っている(個人ごとの勤勉手当額は年間給与総額に対して約11%)。また、平成27年度からは年俸制を適用する教職員のうち、業績評価に基づく年俸制を適用する教育職員(大学教員)の採用を行っている。

### III 総人件費について

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 8,517,985	千円 8,536,339	千円 8,418,223	千円 8,284,156	千円 8,127,936	千円
退職手当支給額 (B)	千円 525,061	千円 598,006	千円 716,710	千円 507,244	千円 807,545	千円
非常勤役職員等給与 (C)	千円 1,597,368	千円 1,637,745	千円 1,685,767	千円 1,649,229	千円 1,736,048	千円
福利厚生費 (D)	千円 1,390,218	千円 1,422,243	千円 1,439,673	千円 1,422,758	千円 1,419,434	千円
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 12,030,634	千円 12,194,334	千円 12,260,374	千円 11,863,389	千円 12,090,964	千円

注: 中期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載する。

注: 「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「18 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

## 総人件費について参考となる事項

給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の増減の要因について

- ・給与、報酬等支給総額 対前年度比 1.9%減  
新規採用の抑制したことなどによる。
- ・最広義人件費 対前年度比 1.9%増  
退職手当支給額の増加などによる。

「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成29年11月17日閣議決定)に基づき、平成30年2月(役員については平成30年4月から)から以下の措置を講ずることとした。

役員に関する講じた措置の概要:官民均衡を図るために設けられた「調整率」を87/100から83.7/100に引き下げを行った。

職員に関する講じた措置の概要:官民均衡を図るために設けられた「調整率」を87/100から83.7/100に引き下げを行った。

なお、就業規則改正にかかる学内審議及び法令上の手続きに日数を要したことから、措置の開始時期は、国家公務員に係る措置時期(平成30年1月1日)と異なる取扱いとした。

## IV その他

特になし